

4 「要配慮個人情報」の範囲は？

次の情報は、個人情報保護法における「要配慮個人情報」に該当しますか。

Q

- ① 国籍
- ② 出生地
- ③ 戸籍

A

要配慮個人情報とは、取扱いによっては差別や偏見が生じるおそれがあるため、特に慎重な取扱いが求められる個人情報です。①から③については、いずれも単体ではこれに該当しませんが、場合によっては要配慮個人情報に該当すると判断される可能性があるため、注意が必要です。

◆要配慮個人情報に関する規定の整備

個人情報保護法は、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」を要配慮個人情報と定義し、その取扱いに関して他の個人情報と区別して規定しています（法2③）。

人種、信条、社会的身分等については、これまで他の個人情報と特に区別されていませんでした。しかし、EUをはじめ諸外国においては、個人情報の取扱いが日本より厳しく定められるとともに、このような情報については「センシティブ情報」として特別な取扱いが定められていることに鑑み、平成27年改正において「要配慮個人情報」として他の個人情報と区別して規定することとされました。

要配慮個人情報の取扱いについては、取得の際に同意が必要とされる点（詳細については設問13参照）及びオプトアウトによる第三者提供ができ

ない点が通常の個人情報の取扱いとは異なります。これまでは特に区別されることのなかった情報であることから、今後は法改正に応じた適切な対応が求められます。

◆具体的な要配慮個人情報

個人情報保護法上の要配慮個人情報の定義は「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」であり、個人情報保護法施行令では、次の記述等を含む個人情報は、要配慮個人情報に該当する旨定められています（令2）。

- ① 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含みます。）その他の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害があること
- ② 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（「医師等」）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（「健康診断等」）の結果
- ③ 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと
- ④ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
- ⑤ 本人を少年法3条1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと

◆実務上のポイント

（1）要配慮個人情報の取扱い

要配慮個人情報が特に問題となる場面は、広く医療、保険、雇用等の分野において議論されることとなると考えられます。

社会におけるダイバーシティが進むにつれ、企業においても、国籍、人種等といった情報を取得する局面が増えるようになりますので、法改正により、対応に注意が必要です。

ダイバーシティが進むということは、様々な立場の人にとって違和感のない個人情報の取扱いが求められるといえます。上記のとおり、諸外国、特にEU諸国においては、個人情報の企業間における移転について規制を行い、また、センシティブ情報の取扱いを特に厳しくする等、個人情報の取扱いは全般的に日本よりも厳しいことで知られています。こういった多国籍の人からも納得を得られるような取扱いを定める必要があります。

(2) 国籍

ガイドライン（通則）においては、単純な国籍は法的地位であり、それだけでは人種には含まないとされています。ただし、国籍そのものの確認に用いない場合には人種に該当すると判断される可能性もあり得ます。また、同ガイドラインにおける「社会的身分」は、「ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味」とされており（ガイドライン（通則）2-3(3)）、国籍についても、要配慮個人情報に準じて取り扱うべきと考えられます。

なお、国籍は、雇用においてはビザの確保等、医療や保険においては公的保険制度の有無等の関係で、確認する必要性が高い事項といえます。その観点からは、国籍に関する情報が提供されないことを理由とした不利益な取扱い（採用しない、保険加入を認めない等）もやむを得ないと考えられますが、無用な紛争を避けるべく、個人情報取扱事業者としては、要配慮個人情報に準じて特に取り扱うことを明示することで、本人が当該情報を提供しやすい配慮をすることも有益と考えられます。

(3) 出生地、戸籍

出生地や戸籍は、一般的にはそれ単体では、要配慮個人情報に該当しないと考えられます。ただし、特定の地域の出身者であることを調査するために出生地を取得するような場合には、要配慮個人情報に該当することになると考えられます。これらは、いわゆる門地に関係するものであり、社会的身分と位置付けられることがあり得ます。したがって、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実と同列に本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように配慮が必要な情報に準じて取り扱うべきと考えます。

特に、戸籍には、婚姻歴等も記載されることから、それによる差別や偏見が生じる可能性が高く、要配慮個人情報に準じて慎重な取扱いが望まれます。

15 第三者の保有する個人データを取得する場合の留意点は？

Q

当行は、大手不動産販売会社と提携して、マンションの購入希望者に当行の住宅ローンの利用を勧誘するキャンペーンを行っています。当行が、この不動産販売会社の顧客リストを取得する際に留意すべきことはありますか。

A

貴行において、大手不動産販売会社から、その保有する個人データを取得してキャンペーンを行う場合であっても、実質的に第三者提供に該当しないと判断される場合には、第三者から個人データの提供を受ける際の確認・記録義務は課せられません。他方、そのように判断されない場合には、確認・記録義務を履践する必要があります。

◆個人情報取得の際の義務—適正取得

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならないとされています（法17①）。ガイドライン（通則）では、不正の手段による個人情報の取得として、以下のような例を挙げています（ガイドライン（通則）3-2-1）。

【不正の手段により個人情報を取得しているとされる事例】

事例1	十分な判断能力を有していない子供や障害者から、取得状況から考えて関係のない家族の収入事情などの家族の個人情報を、家族の同意なく取得する場合
事例2	個人情報保護法23条1項に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得する場合

事例3	個人情報を取得する主体や利用目的等について、意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得する場合
事例4	他の事業者に指示して不正の手段で個人情報を取得させ、当該他の事業者から個人情報を取得する場合
事例5	個人情報保護法23条1項に規定する第三者提供制限違反がされようとしていることを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、個人情報を取得する場合
事例6	不正の手段で個人情報が取得されたことを知り、又は容易に知ることができるにもかかわらず、当該個人情報を取得する場合

◆本人以外の第三者から個人データを取得する場合の義務—確認・記録義務

上記の適正取得義務に加え、平成27年改正により、本人以外の第三者から個人データを取得する場合には、提供元等に関する確認義務及び提供を受ける個人データの取得に関する記録義務が課せられています（法26）（詳細については設問14参照）。また、提供元においても、個人データの提供に関する記録義務が課せられています（法25）（詳細については設問35参照）。

◆「提供者」及び「受領者」の考え方

第三者提供に該当し、上記の確認・記録義務が課せられることとなるのは、「提供者」（個人データを第三者に提供する者（本人を除き、個人情報取扱事業者以外の者を含みます。))による「受領者」（個人データの提供を第三者から受ける者（本人を除き、個人情報取扱事業者以外の者を含みます。))に対する個人データの提供です。

したがって、形式的には第三者提供の外形を有する場合であっても、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、実質的に確認・記録義務を課する必要性に乏しい第三者提供については、同義務の対象たる第三者提供には該当しません（ガイドライン（確認記録義務）2-2-1）。

したがって、「提供者」から「受領者」に対する「提供」行為に該当するか否かについては、確認・記録義務の趣旨に鑑みて、各要素の該当性を判断する必要があります。

32 サーバが外国にある場合の留意点は？

Q

当社は国内ではなく、外国に設置されているサーバで個人データを管理しようと思います。この場合、個人情報保護法上の第三者提供に該当するのでしょうか。

A

外国に設置されているサーバが貴社保有のサーバである場合には、第三者提供には該当しません。他方、貴社の外国の子会社や外国に所在する第三者に対して、業務委託として個人データを提供する場合には、原則として個人情報保護法24条に定める外国にある第三者への提供に該当しますので、一定の場合を除き、外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得しなければなりません。

◆個人情報保護法の海外への適用

従来、個人情報保護法の地理的な適用範囲については規定がなく、日本で取得した個人データの外国における管理についても明確な規定がありませんでした。しかし、平成27年改正により、新たに、外国にある第三者への提供を規制する条文が加わりました。すなわち、個人情報取扱事業者は、外国にある第三者に個人データを提供する場合には、原則として、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を取得しなければなりません（法24、ガイドライン（外国第三者提供））。そして、本人の同意を取得する場合、本人の権利利益保護の観点から、外国にある第三者に個人データを提供することを明確にしなければならぬとされています。

なお、外国にある第三者に個人データを提供するに際して、本人の同意を取得しなくてもよいとされているのは、以下の場合です。

① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護

制度を有している国として個人情報保護委員会規則で定める国にある場合

- ② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している場合
- ③ 個人情報保護法23条1項各号（法令に基づく場合等）に該当する場合

◆「外国にある第三者」の判断基準

「外国にある第三者」の「第三者」とは、個人データを提供する個人情報取扱事業者と当該個人データによって識別される本人以外の者であり、外国政府などもこれに含まれるとされています（ガイドライン（外国第三者提供）2-2）。

具体的には、法人の場合、個人データを提供する個人情報取扱事業者と別の法人格を有するか否かにより判断されます。なお、外国の法令に準拠して設立され外国に住所を有する外国法人であっても、当該外国法人が個人情報保護法2条5項に規定する「個人情報取扱事業者」に該当する場合には、「外国にある第三者」には該当しません。すなわち、たとえ外国法人であっても、日本国内に事務所を設置している場合など、日本国内で「個人情報データベース等」を事業の用に供していると認められるときは、当該外国法人は、「個人情報取扱事業者」に該当し、個人情報保護法そのものの適用を受けることとなるため、「外国にある第三者」には該当しません。

◆外国にある第三者に個人データを提供する場合の例外①

個人情報保護法24条は、同条の「外国」から、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」を除外しています。

個人情報保護法24条は、日本における規制と同等の安全管理を確保することを目的とする規定であるところ、個人情報保護に関し日本と同等の水準の制度を有すると認められる国の制度が適用される場合には、あえて日本の法規制を適用せずとも、個人情報の十分な保護が期待できます。そこ

したがって、海外支店や駐在員事務所等、当該個人情報取扱事業者である日本企業と同一の法人格である場合には、かかる海外支店や駐在員事務所の保有するサーバで、個人データを管理する場合であっても、「外国にある第三者」には該当せず、個人情報保護法24条に基づく本人の同意を取得する必要はありません。

(2) 外国に所在する子会社や他企業に対して個人データを提供する場合

個人情報取扱事業者である日本企業の子会社や外国の取引先が保有するサーバにおいて個人データを管理するべく個人データを提供する場合には、まさしく個人情報保護法24条の適用を受ける外国企業への提供に該当します。

この場合には、個人情報保護法24条の定める「外国にある第三者」に該当することとなるため、①本人から外国にある第三者への提供を認める旨の同意を取得する、②子会社の場合には内規等、他企業の場合には契約書等で、当該外国にある第三者における当該個人データの取扱いについて、個人情報保護法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保できるような規定を定め、これを実施する、③当該外国にある第三者にAPECのCBPRシステムの認証を取得させる、という措置のうちいずれかをとる必要があります。

また、このような同意を取得した上で、上記のとおり、具体的に個人データを提供するに際しては、記録義務を履践する必要があります。

コラム

○改正法施行前の外国にある第三者に対する個人データの提供

改正法により、外国にある第三者への個人データの提供に関する規定が新設されました(法24)。改正法附則により、改正法施行前に既にされた同意は、改正個人情報保護法24条の規定による外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意に相当するものである場合には、施行後、同条の同意があったものとみなすこととされています(改正法附則3)。